

# 人権の広場



5月1日～7日は憲法週間  
5月3日は憲法記念日

場所 市役所201会議室  
問合先 人権推進課  
※申込不要、相談無料、秘密厳守

憲法週間を機に、国民主権・平和主義・基本的人権の尊重を定めた日本国憲法の意義を再確認しましょう。本市でも街頭啓発や特設相談など「憲法週間」周知の取組を行います。

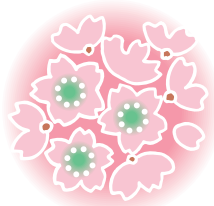
## 【特設人権相談】

人権に関する相談に応じます。一人で悩まずに気軽に相談してください。

日時 5月1日(金)

午後1時30分～4時

(受付：午後3時30分まで)



## 差別撤廃条例

「泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例」(平成5年12月施行、令和5年4月一部改正)は、部落差別をはじめ、在日外国人、障害者、女性などへの差別、インターネット上の差別や人権侵害など、あらゆる差別をなくし、一人ひとりの人権が大切にされる「まちづくり」を目指しています。

問合先 人権推進課



©オサ

## 消費生活センターだより

見守りリー→  
相談受付 午前9時～午後4時30分  
相談はお早めにセンターへ!!  
南海線「泉佐野」駅前 469-2240

## 不要なオプションが付けられていた!? 携帯電話の契約は慎重に

● 契約の際には、契約内容をよく確認し、よく分からない場合は契約しないようにしましょう。オプションなどを勧められた際も、必要ない場合はきっぱり断りましょう。

● 契約書もその場でよく確認し、不要な契約がないか、月々の支払額はいくらになるかなどを確認しましょう。

● 不要なオプションを契約させられている場合は、すぐにショップに解約を申し出ましょう。



イラスト：黒崎 玄

## 【ひとことアドバイス】

● 携帯電話の買い替えなどの際、不要なオプションを付けられていたといった相談が寄せられています。

参考：(独)国民生活センター「見守り新鮮情報第529号」

困った時は、消費生活センターにご相談ください。